

高等学校等就学支援金確認書【7月申請】

(必ず全員7月10日(金)までに提出してください)

年 組 番

ふりがな
生徒氏名

高等学校等就学支援金について、前回対象とならなかった方(受給資格が不認定となった方)および申請されなかった方は、手続きが必要となります。

つきましては、申請の有無について7月10日(金)までに確認書の提出をお願いします。
(高等学校等就学支援金を申請されない方も、申請書のご提出は必要となります)

●就学支援金について

年収目安が910万円未満の世帯が対象となります。(あくまでモデル世帯の例なので、各ご家庭の状況により変動します。計算の詳細は下部をご参照ください)
認定された場合は、生徒の授業料に充てるため、授業料を納める必要がなくなります。

【令和2年7月～令和3年6月分】

いずれかにチェック	今後の手続
<input type="checkbox"/> 申請する	<u>受給資格認定申請書</u> の必要箇所を記入して、事務室へご提出ください。 <u>マイナンバー確認書類</u> の準備をお願いします。
<input type="checkbox"/> 申請しない	<u>受給資格認定申請書</u> の「申請しません」欄にチェックの上、「生徒の氏名」、「生年月日」、「住所」、「保護者等の連絡先」を記入して事務室へご提出ください。

* 令和2年7月～令和3年6月分は、『令和2年度の課税標準額×6%－市町村民税調整控除額が304,200円未満』である方が対象となります。

* 所得制限に該当されることにより就学支援金の認定を受けていない方で、保護者等の失職、倒産等の家計急変により収入が激減したときに、県の授業料減免制度の措置を受けられる場合があります。該当がありましたら学校事務室までお問い合わせください。